

岩手県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営荻ノ窪地区土地改良事業（奥州市）に係る換地処分をした。

令和7年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也